

北広監査第 39 号
平成31年3月20日

北広島市長 上野正三様

北広島市監査委員 染谷一彦
北広島市監査委員 小田島雅博

定例監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記部局の平成30年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、定例監査において指摘した検討又は改善の必要がある事項やこれに対する措置状況については、全職員に周知徹底を図り、遵守するよう指導されるとともに、今後も事務事業の適正な執行に努められたい。

記

1 監査実施部局

(1) 事務関係

- ・総務部
- ・市民環境部
- ・保健福祉部
- ・子育て支援部
- ・建設部
- ・教育部

(2) 工事関係

- ・子育て支援部

平成30年度 定例監査報告書

監査の対象 総務部、市民環境部、保健福祉部、子育て支援部、建設部、教育部

監査の範囲 ・平成30年4月1日から平成30年11月30日までに執行された収入事務、支出事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務。
・平成29年度定例監査実施対象期間後に執行された収入事務、支出事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務。

監査の期間 平成31年1月15日から平成31年2月7日まで

監査の結果

総 務 部

(危機管理課、防災担当)

今回の監査は、はじめに総務部長から、平成30年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表(明細)」と他の調書の数値を照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務関係

収入に関する事務については、主として負担金及び委託金を対象とし、調定書、領収済通知書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として臨時職員の賃金、旅費、時間外勤務手当等の支給、食糧費、業務委託契約、使用料、賃借料、補助金・交付金及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、臨時職員の出勤簿、賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、業務委託契約の施行決定書・仕様書・契約書及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 財産管理事務関係

財産に関する事務については、主として物品の管理状況を対象とし、備品台帳の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

市民環境部

(市民課、環境課、北広島団地住民センター連絡所、
エルフィンパーク市民サービスコーナー、西部出張所、
大曲出張所、西の里出張所、災害復興・市民参加課)

今回の監査は、はじめに市民環境部長から、平成30年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表(明細)」と他の調書の数値を照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務関係

収入に関する事務については、主として使用料、手数料、財産収入、寄附金及び諸収入の収入を対象とし、調定書、領収済通知書、補助金交付申請書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として報酬、旅費、時間外勤務手当等の支給、物品購入、工事契約、業務委託契約、補助金・交付金及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、精算書、非常勤職員の出勤簿、賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、工事契約の設計書・起工決定書・契約書、業務委託契約の仕様書・施行決定書・契約書、補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 財産管理事務関係

財産に関する事務については、主として基金、物品の管理状況及び公有財産の貸付状況を対象とし、備品台帳、郵便切手受払簿、公有財産の貸付申請書・使用許可書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

保 健 福 祉 部

(福祉課、高齢者支援課、高齢者・障がい者相談担当、
健康推進課、保険年金課)

今回の監査は、はじめに保健福祉部長から、平成30年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表(明細)」と他の調書の数値を照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務関係

収入に関する事務については、主として負担金、補助金、委託金、使用料、寄附金及び諸収入の収入を対象とし、調定書、領収済通知書、補助金交付申請書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として報酬、臨時職員の賃金、旅費、時間外勤務手当等の支給、物品購入、工事契約、業務委託契約、補助金・交付金及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、精算書、非常勤職員・臨時職員の出勤簿、賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、工事契約の設計書・起工決定書・契約書、業務委託契約の仕様書・施行決定書・契約書、補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 財産管理事務関係

財産に関する事務については、主として基金、物品の管理状況及び公有財産の貸付状況を対象とし、基金台帳、備品台帳、郵便切手受払簿等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

子育て支援部

(こども発達支援センター、地域子育て支援センター、子育て担当)

今回の監査は、はじめに子育て支援部長から、平成30年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表(明細)」と他の調書の数値を照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務関係

収入に関する事務については、主として補助金、使用料及び諸収入の収入を対象とし、調定書、領収済通知書、補助金交付申請書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として報酬、臨時職員の賃金、旅費、

時間外勤務手当等の支給、物品購入、業務委託契約、補助金・交付金及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、精算書、非常勤職員・臨時職員の出勤簿、賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、業務委託契約の仕様書・施行決定書・契約書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

4 財産管理事務関係

財産に関する事務については、主として基金、物品の管理状況及び公有財産の貸付状況を対象とし、備品台帳、郵便切手受払簿、公有財産の貸付申請書・使用許可書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

建設部

(庶務課、都市整備課、建築課、土木事務所)

今回の監査は、はじめに建設部長から、平成30年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表(明細)」と他の調書の数値を照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務関係

収入に関する事務については、主として使用料、手数料、財産収入、寄附金及び諸収入を対象とし、調定書、領収済通知書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として報酬、臨時職員の賃金、旅費、時間外勤務手当等の支給、物品購入、工事契約、業務委託契約、補助金・交付金及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、精算

書、非常勤・臨時職員の出勤簿、賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、工事契約の設計書・起工決定書・契約書、業務委託契約の仕様書・施行決定書・契約書、補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 財産管理事務関係

財産に関する事務については、主として基金、物品の管理状況及び公有財産の貸付状況を対象とし、基金台帳、備品台帳、郵便切手受払簿、公有財産の貸付申請書・使用許可書等の関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

教 育 部

(教育総務課、西の里小学校、双葉小学校、西部中学校、西の里中学校、学校教育課、小中一貫教育課、社会教育課、中央公民館、西の里公民館、フレンドリーセンター、文化課、図書館、図書館計画担当、エコミュージアムセンター、学校給食センター)

今回の監査は、はじめに教育部長から、平成30年度に取り組んでいる主な事務事業の概要及び実施状況等について説明を受けた後、「監査の範囲」に掲げる事務が、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は、次のとおりである。

1 予算の執行状況

予算の執行状況については、提出された「歳入及び歳出予算執行状況表(明細)」と他の調書の数値を照合した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務関係

収入に関する事務については、主として使用料、財産収入、寄附金及び諸収入の収入を対象とし、調定書、領収済通知書、補助金交付申請書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 支出事務関係

支出に関する事務については、主として報酬、臨時職員の賃金、旅費、時間外勤務手当等の支給、交際費、食糧費、物品購入、工事契約、業務委託契約、補助金・交付金及び負担金の支出を対象とし、支出負担行為書、支出命令書、精算書、非常勤・臨時職員の出勤簿、賃金台帳、旅行命令簿、時間外勤務命令簿、工事契約の設計書・起工決定書・契約書、補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 財産管理事務関係

財産に関する事務については、主として基金、物品の管理状況及び学校における郵便切手、薬品（毒物・劇物等）の管理状況を対象とし、基金台帳、備品台帳、郵便切手受払簿、薬品台帳等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

平成30年度 定例監査（工事関係）報告書

監査の対象 子育て支援部

監査の範囲 平成30年度中に施工又は完成予定の工事

監査の期日 平成31年2月7日

監査の結果

今回の監査は、「監査の範囲」のうちから、次に掲げる工事を抽出して、工事事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて実施した。

監査に当たっては、設計書、起工決定書、契約書等の関係書類を検査するとともに、関係職員から工事の概要についての説明を聴取し、現地において完成状況等の確認を行った。

監査の結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

記

（単位：円）

事業名	工事等種別	契約金	工期	施工業者
東部学童クラブ整備事業	外構工事	4,287,600	H30.7.4 ～ H30.9.27	丸開工業(株)
	建築主体工事	84,348,000	H30.7.30 ～ H31.1.28	佐々木・広谷建設(株)
	機械設備工事	20,520,000	H30.8.2 ～ H31.1.28	北海道三建サービス工事(株) 北広島営業所